

令和7年度当初の学校施設開放の団体登録申請に係る必要書類について

必要に応じ下記書類を後述の市川市公式Webサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上、登録を希望する学校に提出してください。インターネット環境のない方は、郵送した文書をコピーしてください。

なお、提出期日や受付時間等は、令和7年1月29日（水）までとしています。詳細な提出期日は各学校にご確認ください。

また、提出書類に不備があった場合には再提出をお願いすることがございます。
書類が揃わない際には団体登録に遅れが生じますので、ご注意ください。

1. 団体の条件

団体登録には、以下の条件が満たされている必要があります。

- (1) 「市民のスポーツ推進、文化活動の振興及び青少年の健全育成」を目的とした活動であること
 - (2) **5人以上**の者で構成されていること
 - (3) 本市に居住し、勤務し、又は通学する者がおおむね**4分の3以上**を占めていること
 - (4) 代表者が**本市に居住する20歳以上**の者であること
- ※登録時の書類は虚偽のないよう、作成してください。

2. 提出書類

- (1) 「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第1号)
※過去の様式や独自の様式を利用せず、必ず様式第1号を提出ください。
- (2) 「団体規約（会則）」(様式は定めておりません。)
- (3) 「登録団体及び会費等調査票 兼 団体宛連絡確認書」(公式Webサイトの書式)
- (4) 会費を徴収している団体のみ
・「収支報告書」(直近のもの、新規立ち上げ団体は予算書でも可)

※上記(1)(3)については、市川市公式Webサイトの書式をご利用ください。
(2)(4)については任意の書式となります。

【市川市公式Webサイト】

🔍 <学校施設開放 — 団体登録について — 提出書類について>

URL: <https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu10/1111000008.html>

上記アドレスからダウンロードが可能です。

※こちらに word 版、excel 等の申請書があります。

3. 記入上の注意

毎年、提出書類に不備のある団体が多数見受けられます。

確認し、不備のない申請書類の提出をお願いいたします。

「市川市運動場等使用団体登録申請書（様式第 1 号）」について、令和 5 年度より様式が改正されております。登録申請時は必ず市川市公式 Web サイトの書式をご利用ください（書類については過年度の様式や独自に作成された様式を使い回しないでください。）

（1）「市川市運動場等使用団体登録申請書（様式第 1 号）」について

①市外在住者が市内在勤及び市内在学者の場合、必ず該当者の勤務先又は通学先を記入し、社員証や学生証の写しを添付してください。

②この申請書は、使用料（照明料・空調料）の設定及び保険請求の資料となるため、会員の氏名、年齢、生年月日、学年、住所（枝番含む）は必ずご記入ください。

※①の添付及び②の記入のないものは、「市外在住者」と判断し、団体登録が出来ない場合があります。

③市内在住者を優先するため、「市外在住者の児童及び生徒」は大人と同等とします

④緊急時等の連絡用に、昼間でも連絡が可能な連絡先（代表者含め 2 名以上）をご記入ください。

⑤年齢及び学年は、次年度 4 月当初現在のものをご記入ください。

⑥ **20 人以上となる場合は上記様式を追加してください（例：100 人の場合は 5 枚用意）。**

毎年独自に作成された用紙での提出があります。そのような提出があった場合は、再提出となり年度当初の登録に間に合わない場合がありますので、ご承知おください。

⑦名簿欄に記載されたメンバー＝活動者（指導者含む）となります。保険の関係もあることから、活動に参加する方は漏れなく登録してください。送迎のみの保護者など、普段の活動に参加されない方は記入しないでください。

（2）「団体規約（会則）」について

①パソコン（Word、Excel 等）での作成をお願いいたします。お手元にワープロソフトが無いのであれば手書きでの作成も可とします。

②学校施設を使用することが、団体の**既得権**になっていると誤解を与えるような記載はしないでください。

例）「活動場所は〇〇小学校体育館とし・・・」→×

「活動場所は市川市内施設とし・・・」→○

（3）「登録団体及び会費等調査票 兼 団体宛連絡確認書」及び（4）「収支報告書」について

市川市学校施設の開放に関する規則により、営利目的の使用を禁止していることから、当該調査表並びに収支報告書・予算書を提出していただいております。

①「登録団体及び会費等調査票 兼 団体宛連絡確認書」については、漏れのないよう必ず記入し、提出ください。

②会費を徴収している団体におかれましては、直近の収支報告書か予算書を添付ください。

③団体登録の通知後、Web サイトをお持ちの団体は、添付いただいた収支報告書を掲示ください。

4. その他

- ①申請内容の確認のため、教育委員会よりご連絡させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。また、会費を徴収している団体において収支報告書、予算書の提出が無い場合、または記載内容に不明な点があった際にもご連絡させていただくことがあります。
- ②学校施設開放事業での活動は、「ふれあい保険」の対象となります。詳細につきましては、市川市公式Webサイト内「ふれあい保険」で検索してください。
また、「ふれあい保険」の対象とならない怪我・事故もございますので、個別の保険に加入することも検討してください。

5. 参考

登録までの流れ

- ・登録申請書類を作成

- (1)「市川市運動場等使用団体登録申請書」(様式第1号)

※代表者が市外在住者の場合は、市内在学・在勤を証するものの写し

- (2)「団体規約(会則)」

- (3)「会費調査票兼団体宛連絡確認書」

- (4)「収支報告書または予算書」※会費を徴収している団体

↓

- ・上記登録申請書類(1)～(4)を使用する学校に期日まで提出

↓

- ・学校及び教育委員会で、申請内容を審査

↓

- ・令和7年3月下旬以降、教育委員会より「市川市運動場等使用団体登録通知書」及び「誓約書」を配布

市川市教育委員会 学校地域連携推進課